

令和3年6月 8日 開会

令和3年6月18日 閉会

令和3年第2回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

6月8日（火）

議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	1
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第18号について（提案説明・委員会付託）	5
議第19号について（提案説明・委員会付託）	6
議第20号について（提案説明・質疑・討論・採決）	7
議第21号について（提案説明・委員会付託）	8
議第22号について（提案説明・委員会付託）	12
報第1号について（提案説明・質疑）	13
散会	16
会議録署名議員	17

6月18日（金）

議事日程	19
議長及び出席議員	19
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	19
職務のために出席した者	20
開議	21
会議録署名者決定	21
一般質問	21
5番 大平文雄議員	21
1番 石原英一議員	25

4番 坂 悟議員	30
3番 傍嶋邦博議員	34
7番 碓井昭夫議員	38
委員会報告	43
議会改革特別委員会	43
総務産建常任委員会	44
民生文教常任委員会	44
議第18号について（質疑・討論・採決）	45
議第19号について（質疑・討論・採決）	46
議第21号について（質疑・討論・採決）	46
議第22号について（質疑・討論・採決）	48
報第2号について（提案説明・質疑）	48
閉会	50
会議録署名議員	51

令和3年6月8日（第1日）

議 事 日 程 (令和3年6月8日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 会期決定
日程第3 議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第4 議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
日程第5 議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について
日程第6 議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
日程第7 議第22号 町道路線の認定について
日程第8 報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
民生調整監	吉 村 等	建設調整監	岡 田 立
総務課長	山 田 靖	企画調整課長	大 平 共 美
福祉課長	坂 和 由	建設課長	河 合 一
学校教育課長	堀 隆 志	生涯学習課長	今 村 厚 士
住民環境課長	神 野 千 津	産業振興課長	堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長	梅 村 明 広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 土 岐 寿 徳

(開会時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

今日は33度にもなるということで、急に夏が来てしまったということで、体調には管理を十分いただきたいというふうに思います。

私ごとでございますけれども、私も今度の土曜日にワクチンを打つこととなります。安八町も今までは3か所のクリニックでお願いをし、個別接種で動いておったんですけれども、それもまた拡大というか、今後まだどんどんと拡大をして多くの方に打っていただける機会を増やしていこうということで、必死でそれを模索しておるということでございます。詳しいことは、また今日の全員協議会の中で報告があろうかと思っておりますけれども、町民の命を守るという行政の最大の目的を今やらずしていつやるんだということで、必死になって今加速をいたしております。御理解いただきまして見守っていただきたい、御支援を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、ただいまから令和3年第2回安八町定例議会を始めたいと思っております。

ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回安八町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者の決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、9番 山中美恵子さん、10番 渡邊明博君を指名いたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りをいたします。

本定例会の会期は、今日から6月18日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は今日から6月18日までの11日間にすることに決定をいたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 改めて、皆さんおはようございます。

本日、令和3年第2回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御参集を賜り、誠にありがとうございます。

先ほど議長の御挨拶の中にもありました新型コロナウイルスの関係ですが、岐阜県では4月23日に県独自の非常事態宣言を発出、5月7日には国からまん延防止等重点措置区域の指定を受け、5月末までの期間で対策を強化してまいりましたが、昨今、特に顕著となっております変異株などの拡大もあり、宣言も6月20日まで延長されたところであります。

一方、効果が熱望されますワクチンの接種でございますが、65歳以上の方には、現在、医師会など医療従事者の皆様から献身的な御尽力をいただきながら全町挙げて取り組んでおり、7月末までに希望者全員への接種を完了させる予定であります。関係の皆様には心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、65歳未満の方への接種につきましては、国からのワクチン供給量を見込みながら速やかに希望する全ての方に接種完了できるよう、引き続きスピード感を持ち、効率的に業務を行えるよう取り組んでまいります。

いずれにいたしましても、コロナによる影響も深刻かつ甚大なものとなっております。一刻も早く終息に向かうことを願う次第でございます。

さて、本定例会には、条例改正、令和3年度一般会計補正予算、町道路線の認定などの計5議案を上程させていただいております。また、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告もさせていただきます。

個々の案件につきましては、担当より説明させていただきますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議案の提案審議に入ります。

提案説明をされる方をお願いいたします。説明は、簡潔明瞭をお願いいたします。

議 長 日程第3、議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議第18号を朗読説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、個人番号カード再交付手数料の規定を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、本文でございますが、議案資料1ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

新旧対照表は、左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

別表第1は、町が頂く手数料を規定しておりますが、その第16項、個人番号カード再交付手数料800円の項を削り、以下、第17項から第29項までの項番号を1項ずつ繰り上げるものでございます。

議案の末尾に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま議題となっております議第18号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は会期内の民生文教常任委員

会で審査していただくことに決定いたしました。

議 長 日程第4、議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議第19号を朗読説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる保険料の減免の期限延長のため、本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、7ページをお願いします。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。

安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年安八町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

議案資料3ページに新旧対照表を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

新旧対照表は、左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

今回の改正は、昨年6月議会で一部改正いたしました附則の一部改正でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免については、災害等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者に該当いたします。

附則第2条にある減免の期限「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものでございます。

7ページの議案末尾に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま議題となっております議第19号は、会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は会期内の民生文教常任委員会で審査していただくことに決定いたしました。

議長 日程第5、議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 議第20号を朗読説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、11ページをお願いします。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約の一部を改正する規約。

西南濃粗大廃棄物処理組合規約（昭和47年岐阜県指令地第946号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございますが、議案資料5ページに新旧対照表を掲載しておりますので御覧ください。

左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

改正の内容は、議会の組織及び議員の選任の方法と執行機関の選任方法の変更でございます。管理者及び副管理者が互選により決定していたものを管理者、副管理者及び会計管理者には大垣市長、養老町長及び大垣市の会計管理者に改めるとともに、組合議員について、大垣市の生活環境部長を廃棄物事務を所管する部長に改め、大垣市の副市長及び養老町の廃棄物事務を所管

する部長を加えるものでございます。

議案本文11ページに戻っていただきまして、附則でございます。

この規約は、岐阜県知事の許可があった日から施行する。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議第20号 西南濃粗大廃棄物処理組合規約の変更に関する協議について質疑を行います。

質疑はないですか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第20号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

最初に、総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の13ページをお願いいたします。

議第21号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）。

令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,254万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億6,104万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によ

る。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正。単位は1,000円でございます。

15ページは歳入、16ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額、58億9,850万円から1億6,254万8,000円を増額し、60億6,104万8,000円とするものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、令和3年度当初予算と変更がございません。

今回、緊急防災・減災事業債の限度額を4,000万円増額し、1億8,200万円とし、地方債合計を5億5,320万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、18ページをお願いいたします。

事項別明細の2. 歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明をさせていただきます。

18ページの最下段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額1,822万9,000円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、20ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

最初に御説明をさせていただきます。歳出のうち、20ページ以降、25ページまでの節区分2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費の人件費関係につきましては、4月の人事異動に伴います科目間の組替えが主な補正内容で、補正額の増減はございませんので、各科目間での御説明は省略させていただきます。

20ページの上段の2段目、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、補正額、増額の1億3,000万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で、国県支出金の国庫支出金8,100万円のうち4,500万円は地方創生テレワーク交付金で、補助率2分の1の総務費国庫補助金でございます。残り3,600万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、こち

らも総務費国庫補助金でございます。地方債4,000万円は、緊急防災・減災事業債でございます。節区分、委託料の業務委託1億3,000万円は、公共施設維持管理経費でございます。これは、現在休館となっております安八町東結地内の勤労青少年ホーム改修事業を行うものでございます。建物の外壁や剣道場など、老朽化した箇所の改修を行い、当該施設をテレワーク施設、いわゆるサテライトオフィスへリニューアル整備するとともに、高齢者の健康維持増進など、地域の人たちにも御利用いただけるような施設に改修していくものでございます。

次に、目の情報管理費、補正額、増額の758万7,000円でございます。節区分、委託料の業務委託758万7,000円は、行政デジタル化推進経費でございます。これは、令和2年度に小・中学校におけるGIGAスクール構想によります児童・生徒1人1台のタブレット配備に伴い、従前、小・中学校のパソコン教室で使用していたパソコンを職員向けに有効活用するため、セキュリティーを含めた再設定作業等に係る経費を補正するものでございます。

次に、目、企画費、補正額、増額の550万円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で国県支出金の国庫支出金275万円は、地方創生テレワーク交付金でございます。節区分、委託料の業務委託150万円は、先ほどの勤労青少年ホームをテレワーク施設へとリニューアル整備した後を見据えて、企業へのアンケート調査などプロモーション経費を計上しております。次の負担金、補助及び交付金の補助金400万円は、テレワーク施設を利用する進出企業に対して、進出支援金として補助金を支給するものでございます。

議長 続きまして、住民環境課長 神野千津さん。

住民環境課長 続きまして、20ページをお願いいたします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額276万2,000円のうち、コミュニティバス運行に係る補正は13万3,000円でございます。節区分として、役務費の通信運搬費13万3,000円は、名阪近鉄バスによる高速バス運行の開通記念キャンペーンに係る経費で、回数券の購入のためのものでございます。

議長 福祉課長 坂和由君。

福祉課長 続きまして、議案書を1枚はねていただきまして、22ページの下段をお願いいたします。

款、民生費、項、児童福祉費、目、児童措置費、補正額、増額の1,580万円。財源内訳の特定財源、国庫支出金1,580万円は、子育て世帯生活支援特別給付金でございます。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得の子育て世帯に対し生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を国が支給するとされたことにより、必要経費を補正するものでございます。節区分の職員手当等25万円は、事務処理に係る時間外の勤務手当、需用費の消耗品25万2,000円は事務用品代、印刷製本費13万2,000円は封筒印刷代、役務費の通信運搬費22万2,000円は切手代、手数料10万円は振込手数料、委託料の業務委託64万4,000円はシステムの改修費、備品購入費の20万円は専用端末の購入費、23ページの上段、節区分の負担金、補助及び交付金の交付金1,400万円は対象児童280人分でございます。

議長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 続きまして、産業振興課分でございます。

23ページをお願いいたします。

中段で、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費、今回の補正金額197万円。財源内訳で特定財源、元気な農業産地構造改革支援事業の経費で167万円でございます。節区分で、負担金、補助及び交付金の補助金197万円でございます。これは、農事組合法人むすぶ営農が農業機械の導入を予定しております関係につきまして、県の支援事業に採択され、約670万円の事業費に対し、補助率26%分の県の支出金の補助金167万円と町の規定の補助率4.5%分の30万円を補助するものでございます。

議長 学校教育課長 堀隆志君。

学校教育課長 19ページをお願いいたします。

教育委員会の歳入関係でございます。

款、諸収入、項、貸付金元利収入、目、学校給食運営費貸付金元利収入、補正額、増額の200万円。節区分といたしまして、学校給食運営費貸付金元利収入でございます。令和3年度から給食費の公会計化に伴い、学校給食費からの運営経費が不要になり、一般財源化するものでございます。

24ページをお願いいたします。

最下段でございます。

款、教育費、項、中学校費、目、学校管理費、補正額、増額の155万8,000

円でございます。特定財源で国庫支出金、地域運動部活動推進業務補助金109万9,000円です。節区分といたしまして、需用費34万円と備品購入費の11万9,000円は、登龍中学校に通級指導教室の設置が令和3年3月に決定し、その教室の改修費と机等備品を購入する費用でございます。また、委託費の109万9,000円は、休日の部活動指導者の地域移行を進めるための委託料で、本年度はサッカー一部と野球部をお願いする計画でございます。委託先は、NPO総合体操クラブに委託していきます。スポーツ庁からの内示決定済みでございます。

以上、議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第21号は、会期内の各常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は会期内の各常任委員会で審査していただくということに決定いたしました。

議長 日程第7、議第22号 町道路線の認定についてを議題といたします。
提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の27ページをお願いいたします。

議第22号につきまして、議案の朗読並びに御説明申し上げます。

議第22号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

29ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号1、路線番号013762、路線名、辻畑5号線。東結字辻畑858番10地先。延長51.7メートル、幅員6メートルから12メートル。

続きまして、整理番号2、路線番号013763、路線名、東脇10号線。東結字

東脇952番180地先。延長39.6メートル、幅員6メートルから11.7メートルの2路線でございます。

31ページをお願いいたします。

新規路線網図で新たに認定する東安中学校周辺の2路線を示しております。東安中学校北側の①辻畑5号線及び中学校南側の②東脇10号線につきまして、民間事業者による宅地分譲に伴い、道路用地の寄附がございましたので、町道2路線の認定をお願いするものでございます。

以上、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま議題となっております議第22号は、会期内の総務産建常任委員会で審査していただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は会期内の総務産建常任委員会で審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第8、報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の33ページをお願いいたします。

報第1号につきまして、朗読並びに御説明申し上げます。

報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和2年度安八郡安八町一般会計予算について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものとする。

令和3年6月8日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、35ページをお願いいたします。

令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書。単位は1,000円でございます。

最上段、款、総務費、項、総務管理費、事業名、総務管理事務経費は、2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度

繰越額が1,500万円でございます。

1つ目が国土強靱化計画及び業務継続計画（BCP）計画策定業務に1,200万円、2つ目がデジタル化時代への対応に向けた行政手続等のデジタル化、押印廃止等を進めるため、関係条例の例規整備支援業務に300万円でございます。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金1,170万円は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。以下、交付金と言わせていただきます。残り一般財源330万円でございます。

次の2段目、事業名、特別定額給付金給付事業は、子育て世代を支援するため、新生児に対して1人10万円を給付する安八町特別定額給付金給付事業を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が10万円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金10万円はコロナ交付金でございます。

次の3段目、事業名、広報発刊経費は、町のホームページのリニューアルに係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が1,000万円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金の900万円はコロナ交付金、残り一般財源100万円でございます。

次の4段目、事業名、公共施設維持管理経費は、令和2年度に実施いたしました公共施設の建物等劣化診断結果に基づく改修・補修工事に係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が2,135万円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金1,972万1,000円はコロナ交付金、残り一般財源162万9,000円でございます。

次の5段目といたしまして、款、衛生費、項、保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、ワクチン接種事業に係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が556万9,000円、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金556万9,000円は、国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金でございます。

次の6段目といたしまして、款、農林水産業費、項、農業費、事業名、県営かんがい排水事業は、安八町氷取地内における揖斐川以東用水パイプライン工事の町単独分に係ります県への負担金を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が191万円、財源内訳の既収入特定財源190万円は、令和2年度に受け入れました減収補填債で、残り一般財源1万円でございます。

7段目でございますが、款項とも商工費、事業名、商工総務事務経費は、

国の雇用調整助成金の特例期間が令和3年2月末であったものが順次延長されていることによりまして、雇用調整助成金に係る経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額109万8,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金9万9,000円は、県補助金の岐阜県雇用調整助成金支給市町村奨励金で、残り一般財源が99万9,000円でございます。

次の8段目でございます。款、土木費、項、道路橋りょう費、事業名、道路維持経費は、2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度繰越額が7,950万1,000円でございます。1つ目が町内5路線の舗装補修に係る工事費7,010万1,000円で、2つ目が町内一円の路面調査を行うための業務委託費940万円でございます。財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金3,975万円は国の社会資本整備総合交付金です。地方債3,870万円は、公共事業等債で900万円、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債2,970万円でございます。残り一般財源105万1,000円でございます。

次の9段目でございますが、項、都市計画費、事業名、都市計画整備道路改良事業も2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度繰越額が1億8,636万9,000円でございます。1つ目が中・牧地内における工専区域内の道路改良工事費に8,916万9,000円で、2つ目が県道間アクセス道路の長良川右岸堤接続工事に係る工事費9,720万円でございます。財源内訳の既収入特定財源といたしまして2,109万5,000円は、令和2年度に受け入れたスマートインターチェンジ基金からの繰入金でございます。未収入特定財源として、国県支出金9,318万4,000円は国の社会資本整備総合交付金で、地方債の公共事業等債で7,080万円、残り一般財源129万円でございます。

下から3段目の款項とも消防費、事業名、防災事務経費は2つの事業を繰り越すものでございます。2つの事業を合わせまして、翌年度繰越額が1,209万5,000円でございます。1つ目がコロナ禍の災害発生時における分散避難に備えるための災害用非常食を購入する経費の214万5,000円で、2つ目が名神高速道路の盛土のり面を利用して地域住民等の緊急かつ一時的な避難場所及び避難経路を整備するための詳細設計業務委託費495万円、設置工事費500万円でございます。財源内訳の既収入特定財源370万円は、令和2年度に受け入れました減収補填債でございます。未収入特定財源として、国県支

出金704万5,000円のうち204万5,000円はコロナ交付金で、残り500万円は国の社会資本整備総合交付金です。残り一般財源135万円でございます。

下から2段目の款、教育費、項、小学校費、事業名、小学校情報教育推進事業は、令和2年度に小・中学校におけるGIGAスクール構想による児童・生徒1人1台のタブレット配備によりまして、ネットワーク環境の円滑化を図るための経費を繰り越すものでございます。翌年度繰越額が296万4,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金98万8,000円は国の学校施設環境改善交付金で、残り一般財源197万6,000円でございます。

最下段の項、中学校費、事業名、中学校情報教育推進事業は、さきの小学校情報教育推進事業と同様の事業でございます。翌年度繰越額が98万8,000円で、財源内訳の未収入特定財源として、国県支出金32万9,000円は国の学校施設環境改善交付金で、残り一般財源65万9,000円でございます。

以上、令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

議長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、報第1号 令和2年度安八郡安八町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

お諮りいたします。

各委員会での審査のため、6月9日から6月17日までの9日間を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、6月9日から6月17日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。

(散会時間 午前10時46分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月8日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 山 中 美 恵 子

議 員 渡 邊 明 博

令和3年6月18日（第2日）

議 事 日 程 (令和3年6月18日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
日程第2 一般質問
日程第3 委員会報告
日程第4 議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第5 議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
日程第6 議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算(第2号)
日程第7 議第22号 町道路線の認定について
日程第8 報第2号 令和2年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 岩 田 讓 治

○出席議員(10名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	8番 岩 田 讓 治	9番 山 中 美 惠 子
10番 渡 邊 明 博		

○欠席議員(なし)

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	渡 邊 均	調 整 監	水 谷 秀 平
民生調整監	吉 村 等	建設調整監	岡 田 立
総務課長	山 田 靖	企画調整課長	大 平 共 美
福祉課長	坂 和 由	建設課長	河 合 一
学校教育課長	堀 隆 志	生涯学習課長	今 村 厚 士
住民環境課長	神 野 千 津	産業振興課長	堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長	梅 村 明 広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長 田 中 弓 書 記 宇佐見 かおる
書 記 山 形 さおり

(開議時間 午前10時00分)

議長 どうも皆さん、おはようございます。

昨日も、ちょっとコロナの接種会場を見せていただきました。いつも大変この時間には混んでおまして、駐車場がこの辺りいつもいっぱい、結局、私も前へ駐車、車を置いてその辺を見せていただいたんですけども、大変順調に進んでおるといことでございます。

65歳以上の方の接種券が全て配られて、そういう方が1回目、徐々に今日はやってくるんじゃないかなというふうに思っております。大体予定どおり打てるように思います。

ただ、心配なのはワクチンが本当にきちっと予定どおり来るかどうか、それにこれからの大きな問題がかかってくるんじゃないかなというふうに思います。執行部の皆さん方には、ぜひとも県・国にお願いをしていただいて、安八町の住民が滞りなく全員が打てるような、そういう環境をつくっていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから令和3年第2回安八町議会定例会を開催させていただきます。

ただいまの出席議員は10人であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、1番 石原英一君、2番 渡邊裕光君を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますのでよろしく願いいたします。

5番 大平文雄君。

5番 おはようございます。

また、今日も1番で一般質問をやらせていただきます。

今回は、防災行政無線のデジタル化が今回図られておりますけれども、町民にとってどんなようなメリットがあるか、この辺について総務課長に御質問させていただきたいと思っております。

このまま質問の要旨を申し上げます。

安八町防災行政無線は、令和4年12月より現在のアナログ方式からデジタル方式に完全移行されます。

デジタル化への切替えは、防災行政無線運用の電波法に基づいて行われていますが、この電波法の関係法令改正により、平成19年12月以降、アナログ方式の防災行政無線の新設や交換・増設ができなくなっております。このような理由から、安八町においても令和元年度から4年度にかけて総額約4億円でございますが、この事業としてデジタル化が現在進められているところでございます。

第1弾として、令和元年、そして2年度においては、親局の発電機の整備、防災行政無線Jアラート連携開発、「あんぱちナビ」サービス等が開始されて、それは完了しております。

ところで、市町村防災行政無線は、同報系防災行政無線と移動系防災行政無線の2種類に大別されると聞いております。

同報系防災行政無線は、屋外拡声器や受信機を介して役場から住民等に対して直接同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムであり、移動系防災行政無線は、主として車載型や携帯型の移動局と役場との間で通信を行うもので、行政機関内の通信手段と理解しております。

よって、我々町民にとっては、同報系防災行政無線の中において情報収集が中心に行われると思っております。

安八町では、令和4年度にかけて最終的な整備を行います。屋外スピーカー、現在4か所ございますが、これが8か所に整備され、戸別受信機設置等住民ニーズを調査し、その結果を踏まえて多くの事業整備がなされます。

今回実施する防災行政無線のデジタル化は、様々な方法で情報収集・情報発信を行い、防災・減災力の強化を図ることができる点が大きな特徴と考えております。例えば、気象庁や県から情報等はこれまでは人的作業でございましたが、新たに整備されるシステムを活用すれば自動でいち早く収集でき

るようになるため、避難指示等の発令判断が迅速に行われると思います。

以上、私どもが現在知り得るデジタル化における情報を断片的に申し上げましたが、冒頭の質問事項に述べましたとおり、町民にとってどのような恩恵を享受でき、最大のメリットがあるか、総合的、俯瞰的観点に立って総務課長の御意見を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 大平文雄議員の防災行政無線のデジタル化による町民サービスのメリットについての御質問にお答えいたします。

近年は全国各地で災害が発生しており、災害発生時の行政からの迅速かつ的確な情報配信体制の確立が急務であります。当町におきましても、昭和63年に開始した防災行政無線サービスを国の補助を得ながらデジタル化への更新を進めてきております。

この防災行政無線のデジタル化に合わせ、町からの情報配信サービスの拡充も行っております。令和2年4月からスタートしたスマートフォンアプリによる情報配信サービス「あんぱちナビ」は、5月末現在で登録者2,300人を超えました。また、令和2年度に整備しました防災行政無線の親局の整備により、Jアラートのシステム連携が可能となり、気象情報、地震情報等の情報が登録制メール、「あんぱちナビ」、町ホームページへの一斉配信が本年5月からスタートしております。

大平議員が言われますように、令和3年度は屋外拡声子局をこれまでの4か所から8か所への拡充をする工事を進めてまいります。7月から10月にかけて設置できるように進めており、これまで屋外スピーカーからの放送が届きづらかった地域へも情報を確実に届けることが可能となります。当該工事により、例えば高齢者の方などには、屋外での軽スポーツ活動や農作業のときなどにおいて、様々な情報が屋外にいても聞き取れることができるようになります。

また、今回の整備により、災害発生時の職員の業務の効率化、省力化も図られることができます。これまでは、各種の情報配信はそれぞれのシステムで入力作業、配信作業を行う必要がありましたが、今度からは一度に全ての媒体に情報を配信することが可能となり、避難指示等の発令が迅速かつ的確に行われるようになります。

避難情報については、令和3年5月20日から災害対策基本法の改正により、警戒レベル3「高齢者等避難」、警戒レベル4「避難指示」等に改められ、これらの避難情報がいかに迅速かつ的確に発令できるかがその後の被害を最小限に抑えるためのポイントとなってまいります。

なお、スマートフォンの普及、インターネットの普及、デジタルトランスフォーメーション（DX）化など、情報配信だけでなく、受信側の状況も大きく変化をしております。今、住民の皆さんが一番利用したいと考えている媒体が何か、一番知りたい情報は何かを的確に把握しながら整備を進めていかなければなりません。そのためのニーズ調査を行う準備を進めておりますので、その際には調査に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上のことから、防災行政無線のデジタル化、システム整備というハード面の最大のメリットは、行政からの町民の皆さんへの迅速かつ的確な情報の配信であります。そして、町民側が様々な媒体を通して情報を的確に受信することが可能となることだと考えております。

先ほども述べましたが、町としては避難情報発令のタイミングをいつ出すか、町民としては避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる指示待ちではなく、避難情報に合わせ、的確な避難行動を取ることが重要であります。町が避難情報を発令しても、町民が災害の備え、避難をしなければ被害は大きくなってしまいます。システムの整備だけでは宝の持ち腐れになってしまいますので、防災訓練で有効に活用するとともに、職員の操作訓練など、ソフト面でも職員のスキルアップを図りながら災害に備えていきたいと考えております。

なお、最終年度となる令和4年度は、各家庭に設置してあります戸別受信機をデジタル放送対応の機器に更新する整備を行う予定でございます。

以上、大平文雄議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

正規な分析の下で詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。我々もそうですけれども、高齢者はよく畑とか屋外で仕事をするという、そういう機会が非常にございます。我々北部地区では、屋外の無線というの

は全く聞こえないんですね。西風が吹けば大垣市の防災無線、北風が吹けば瑞穂市の防災無線、安八は全然ということで、今回、4か所から8か所に屋外無線を増設していただけるということ、これは本当にありがたいと思います。

それとともに「あんぱちナビ」、これは今お聞きしましたら2,300人ということですが、私も加入しておりますけれども、非常に便利です。といいましても、まだ2,300人ということで、これを町としても普及していただいて、普及活動をしていただきまして、無料でありますから、より多くの加入をしていただきたいと思います。そうすると、これから屋内無線が希望者には設置するという、そういう方向性だと聞いておりますけれども、これが比較的なくなるんじゃないかと、そういうふうに思っております。

そんなことで、もちろん先ほど課長が言われましたように、ハードだけではなく、町民との避難指示、こういうようなものも含めてソフト面の協力を町民にいかにして植え付けていくか、従っていただけるかと、そういうようなことが今後の課題となります。多額、4億円近くが多額の設備でございますから、その辺のところ、有意義に活用していただけるよう希望して、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

答弁は要りません。ありがとうございました。

議長 続けます。1番 石原英一君。

1番 僕からは、ふるさと寄附金の方向性はということで御質問させていただきたいと思います。

安八町のふるさと寄附金のデータを拝見させていただき、その伸びを見ながら今後、さらに期待しているところです。

このふるさと寄附金に関してはやっぱりいろんな意見があって、全国的に公務員という職業柄とか、あと職業に対するイメージということから、ふるさと寄附金に対する取組がどうしても違和感を覚えて腰が重たくなって、この分野になれていないこともあってスピード感のない自治体が多く、そのため、行政によって格差がすごく出てきているようです。

もちろんふるさと寄附金制度というのは欠点もあります。ただ、欠点があるけれども、それだけ嘆いていても制度がある以上、これの利点を追求しながら活用していくのがいいのではないかと思います。今回、提案させてい

ただきます。

まず、ふるさと寄附金というのは財源確保、それから行政サービスの模索ツール、それから広報ツールの3つの可能性を秘めていると思っています。まず、町の財源確保として企業誘致というのはもちろん必要なんですけど、このふるさと寄附金も財源確保の一つの手段として積極的に取り組む価値は十分あります。

この点で成功しているのが、お隣、愛知県幸田町、ここでお話を伺いました。人口約4万人の町です。ふるさと寄附金が多い年では38億円を超えています。もちろん経費とかいろんな返礼品のものを差し引いたら多分半額以下になると思いますが、それでもかなりの額です。

この場合、ベッドの人気高額商品があるというのが大きいので、ちょっとここは特別なんです。それで、それ以外というのを調べさせてもらってお話をいろいろ伺っていたら、それ以外というのはあまり売れていません、正直。でも、ただ商品の種類の数と載せている納税サイトの登録数とふるさと寄附金に比例する傾向は顕著で、この商品の種類を増やすことは必須だと担当者の方々は強くおっしゃっていました。

そこで、ふるさと納税サイトの、これはただ商品数が増えるとサイトに載せる負担がすごくかかるんですよね、役場の職員の方々に。なので、ここでふるさと納税サイトのコンサル業務を行うIT業者さんは大抵が出来高払いで初期投資がほとんど要らないということが多いです。なので、彼らにお任せをしてサイトへのアップ作業とか見せ方、分析などを委託してしまっ、行政のほうとしては、町内企業と町民のコミュニケーションを増やして、商品数増加対策をさらに強化してみてはいかがでしょうかというのが提案の1つ目です。

それで2つ目は、2つ目、3つ目のほうが僕は重要だと思っていて、2つ目、今後の行政サービスの模索ツールとしての利用です。つまり、地域の問題点の解決方法を探っていくためのツールとしてふるさと寄附金制度を使っていくという方法です。

この点に力を入れているのが三重県多気町というところがございます。松阪市に隣接する人口1万5,000人で、大体安八町と同じ規模です。財政規模も大体同じぐらいです。ここは今、ふるさと寄附金は年間1億弱です。

ここがやっているのが、2016年から空き家とかお墓の見守りというものを商品に加えています。これはずうっとゼロ件で、問合せも聞いたんですが、問合せもずうっとゼロ件だったんですが、2019年、おとしぐらいから徐々に問合せが増えてきたと。これって多分2つ理由があって、推測でしかないんですけど、まず全国的にこの辺のニーズが増えてきていることが一つ、そしてこういう商品がふるさと寄附金の中に商品としてあるんだということがようやく認知されたということが多分、この2つで問合せが多くなってきているということが考えられて、その担当者の方も、行政サービスの今後の可能性をすごく強く感じるとおっしゃっていました。

なので、そこで安八町もこれを見習って、多分、将来的なことを見据えて、すぐに多分問合せがあるものではないと思います。でも、例えばやむを得ない理由で離れることになったら御家族とか親戚の空き家とか、お墓の見守りとか、あと耕作放棄地の田畑を管理して、例えば野菜とかお米を頂く、時には体験もできるような形でのオーナー制度みたいなものを商品に入れてみてはいかがでしょうかというのが2つ目です。

3つ目は、広報サービスです。

これは、今の安八町でいえば、納税サイトトップページで商品を検索できるんですよね。町名とかで入れる方もいらっしゃると思うんですけど、多分「エアーかおる」で検索される方が多いと思うんです。多分、その方々というのは安八町の商品ということは知らない方だと思います。その辺の方が商品ページに飛んだときに、そのページの下ボタンに岐阜県安八町って必ず入っているんですね。これって結構チャンスで、割合は少ないんですけども、これをクリックする人というのはいらっしゃいます。もちろんこれは分母数が多くなれば数が多くなるということですよ、割合でいっているの。その方たちというのは、安八町ってこういう町なんだというのをその商品ページで、ああ、こういうところなんだというのを商品ページから知ることも可能なわけですよ。

例えば、安八温泉の回数券ページ、これのデータを見ると、滞在平均時間とあって、要はそれを見ている時間ですよ。この平均時間というのは、ほかの商品よりも多少長いんですよ。多少ってもう1秒とかですけど、でも大きいんですよ、これって。もちろん、ほかの商品で長いのもあるんですけど

ど、こういうものというのは、多分、安八というものを知ってきて、安八温泉がどれぐらい、どういう、ああ、こういうものがあるんだというのを知る場所になっています。

なので、安八温泉の、ここに商品クオリティーって書いてあるんですけど、商品クオリティーというより、安八温泉というのがどういう目的かといったときに町民のための施設なので、じゃあそれをどんどん売っていいのかというような、そういう部分での検討余地は必要だと思うんですけども、町内の観光名所を無料でPRできる場所としてこのふるさと納税寄附金のページを使っていってはいかがでしょうかということです。

売れなくてもいいんです、これは。それが民間のショッピングサイトと違うところなので。

それで、さっき述べた多気町さんは、農泊というものを入れています。農泊というのは、農業体験ができて泊まれるというものを、これは22万円を出しているんです。

それで、これはほとんどないです、当然。でも、売れるのは二、三年に1本ぐらいだそうです。それで、決まってから寄附者に希望を聞きながら商品と一緒につくっていくパターンです。これは商品のクオリティーをどんどんアップデートしていっているんですね。こういった商品というのは、金額というよりも寄附者と地域の人々をつなぐきっかけになって、これは長い目で見たときの移住促進、少なくとも関係人口につながる可能性はあって、それでもう一個は移住した後になじまなくて出ていく人って、結構、例が全国であるんですけど、これはこういったことをやっておくと移住後の定着率というのが高くなることまで想像できます。

なので、例えば安八町だったら、かなり高めの価格設定で安八百梅園に子供とか孫の名前をつけた梅を植林する商品だったりとか、あと結神社で結婚式を挙げる商品などを入れてみてもいいんじゃないかなと提案させていただきます。

それで、ふるさと寄附金の開発というのは、行政と町民とのコミュニケーションツールにもなります。もちろん苦労も多くて、いろいろ今回聞いてきたところの自治体でも失敗話はかなり聞きました。でも、アップデートしていくうちに、やっぱり行政としての足腰が強くなったということもおっしゃ

っていました。きっと時代に対応できる行政サービスがここから出てくるんだろうなというのも、いろいろなことを聞いて強く感じております。

こういったことから、企画調整課にお尋ねしたいと思います。

今の段階で結構ですので、今後のふるさと寄附金に向けた計画とか方向性をお聞かせ願えればと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 石原議員の御質問、ふるさと寄附金の方向性にはつきましてお答えさせていただきます。

ふるさと寄附金制度は、都市圏への人口流出が進む中、住んでいなくても自分が育ったふるさとや関係自治体を応援する仕組みとして始まったものがあります。

一時期、本制度の趣旨に反し、利益率の高い返礼品による全国的な加熱が問題になりましたが、現在、返礼品は地場産品とする、返礼品割合は寄附金額の3割以下にするなど、規制が設けられております。このふるさと寄附金制度、議員御指摘のとおり、財源確保とともに地域経済の活性化、新たな行政サービスの提供や情報発信などの可能性があると感じております。

1点目の財源確保、商品数の増加につきましては、昨年度、掲載サイト、返礼品を追加したところ、ほかの自治体と比べればまだまだ少額ではあります。寄附金額が前の年の約12倍となりました。議員御質問の中にも掲載サイトや返礼品を増やすと寄附金額が比例する傾向があるとありましたが、今年度はさらに多くの方の目に触れてもらうため、掲載サイトを増加しましたし、選んでいただける返礼品も追加する予定であります。

また、より効果を生むためには、魅力ある見せ方や検索ワードに引っかかりやすくするなど、目に留まる機会を増やす必要があると考えております。寄附額の多い自治体の掲載方法等を研究しながら、寄附金の取りまとめをはじめ、新商品開発やサイトへの掲載方法など、委託業務契約の締結に向けて進めてまいります。

2点目、3点目の地域の問題解決や広報ツールについてでございます。

ふるさと寄附金の返礼品は、物品以外にもサービスの提供が可能です。御提案の中にもありましたお墓の清掃につきましては、様々な事情により町外でお住まいの方からシルバー人材センターへ直接依頼が来ております。

現に要望がありますので、商品化に向けて検討してまいりたいと思います。

また、返礼品を通して安八町を知る方も多いと思いますので、議員の御提案も参考にさせていただきながら、町の情報発信ツールとして活用し、関係人口の創出につなげていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、このふるさと納税制度は人口減少を迎えている中、財源確保や地域資源の発掘、活性化の有効な手段であります。失敗を恐れず、様々なアイデアを取り入れながら引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上、石原議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1番 丁寧な回答ありがとうございました。

1つだけ、今回取材した中での言葉で印象に残っていることをちょっと1つだけ、ここに書き忘れたんですけど、多気町の方に積極的にふるさと寄附金に取り組むようになって何か変わったことはありますかと聞いたときに、今まで、要はやらない理由を探していたんですけど、このふるさと寄附金の取組をやってくるといろんなものをどんどんやれる方法を探していかなきゃいけないので、やれる方法を探す体質がちょっと役場の中に雰囲気できたような気がするとおっしゃっていたのがすごく印象に残っております。

恐らくこれって、その空気というのは多分町民にも伝わると言うんですね。しかも、町民の中にもやっぱり活気づいてきて、そういう波及効果があると思いますので、ぜひとも今後も積極的に、そして僕からもまた商品を持って相談を伺うので、そのときは相談に乗ってください。

以上、再質問はございません。僕の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 続けます。4番 坂悟君。

4番 議長より発言の許可を得ましたので、これより質問をさせていただきます。

私の質問は、脱炭素計画策定の取組についてということで、先般より非常に話題になっていますCO₂削減、2050年度までの脱炭素社会の実現を明記した改正地球温暖化対策推進法が2022年4月に、来年ですね、施行されます。

住民の雇用や災害時の電力供給など、地域活性化につながる事業を地域脱

炭素化促進事業と定めた。政府は当面、太陽光を中心に加速させる方針で、30年度の排出量を13年度対比46%削減するとの中間目標を発表されました。

岐阜県におかれても、先般5月18日に県温室効果ガス排出抑制率先実行計画が策定され、2030年度に13年度対比70%減を設定されました。

計画では、県有施設の使用電力を再生可能エネルギー由来に切り替える、照明を発光ダイオード（LED）化するなど、消費エネルギーを毎年度1%以上低減化する。公用車を電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド（PHV）などに更新する。知事は、県全体で推進するために県庁が自ら率先して実行する姿勢を示していくと述べられました。

そこで、安八町では、現在、再生可能エネルギーの太陽光発電は、撤退工場跡地利用で約4.8メガワット、家庭用のソーラー普及の関係で2.3メガワット、それに民間遊休地利用が1メガワット程度で進められており、推定ではありませんが、安八町5,471世帯の3分の1以上の年間の電力を賄える発電量です。

一般家庭でも省エネの関心が高く、省エネタイプの住宅、ハイブリッド車の普及が進んでおり、今後は家庭用蓄電池、EV、PHV車の拡大が期待されています。特に、1,500ワットの非常用電源を備えたハイブリッド（EV）、PHV車は、災害時の移動が容易な電源として魅力的です。

現在、町内にはEVスタンドは1か所ですが、普及促進に合わせて拡大する必要があります。今後、安八町施設の省エネ化推進、照明、冷暖房施設、安八温泉のボイラーを高効率タイプへの更新等、町全体でCO₂削減の必要を強く感じています。

そこで質問ですが、2点あります。

1に、町内施設の照明LED化率、町公用車両のHV、PHV、EV化率と、今後の再生可能エネルギー施設の拡大計画があれば教えていただきたい。

2番目に、2030年度の中期目標、国・県の発表を受けて安八町の脱炭素計画への取組のお考えをお聞かせください。よろしく申し上げます。

議 長 町長 堀正君。

町 長 それでは、坂悟議員の脱炭素計画策定の取組についての1点目の御質問、町有施設の照明のLED化率、町公用車両のHV、PHV、EV率と再生可能エネルギー施設の拡大計画がありますか、これらについて、まずお答えを

いたします。

まず、町有施設の照明LED化率についてですが、町有施設は全部で36施設ございます。全てがLED化となっております施設は、昨年度竣工しました水道事務所と結の郷の2施設で、LED化率は5.6%でございます。

次に、施設の一部がLED化となっているものにつきましては、浄化センター、学校施設など11施設、比率にいたしまして30.6%でございます。残りの23施設、比率にいたしまして63.8%でございます。これらにつきましては、LED化は進んでおりません。その他、施設とは少し離れますが、町内には街路灯が約1,000基ほどございます。この街路灯につきましては、平成28年度に全てといたしますか、ほぼLED化とさせていただいております。

次に、町公用車両のHV、PHV、EV率についてでございます。

全部で町公用車、これは消防車両も含めまして39台ございます。その中で、次世代自動車化率、これはHV車、いわゆるハイブリッド、PHV（プラグインハイブリッド）、EV（電気自動車）、これらを含めた比率になりますが、当町ではHV車、ハイブリッドのみの4台が対象となっております。比率にいたしまして、10.3%でございます。

再生可能エネルギー施設の拡大計画につきましてですが、安八町と申しますと、民間企業が建てられた太陽光パネルを敷き詰めたソーラーパークがございます。再生可能エネルギーの一つとして、太陽光発電を推進するシンボリックな施設でございます。その巨大さ、形の特異性もあり、安八町を歩き交う人々の目を引きつけております。その効果もあろうと思っておりますが、一般住宅などには普及、定着が進んでいると思っております。

また、民間企業などにおかれては、施設内に広範囲に設置されてみえるところもございます。町の公共施設では、小学校、中学校、そしてハートピア安八に太陽光発電をする太陽光パネルを設置いたしております。

そこで、公共施設の関係では、令和2年度に策定をいたしました安八町中長期整備計画に基づきまして計画的に改修・補修していく中で、特に防災拠点となる指定避難所の施設につきましては、停電時にもエネルギー供給が可能となるような設備の設置を併せて今後検討していきたいと考えております。

また、町公用車への次世代自動車の導入につきましても、今後、車両の更新時期に合わせて検討していきたいと考えております。

次に、2点目の御質問、2030年度の中期目標、国・県の発表を受けて、安八町の脱炭素計画への取組につきましてお答えをいたします。

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、今日では最も重要な環境問題の一つとされております。特に、脱炭素は世界的規模での課題となっており、社会全体で取り組まなければならないと考えております。国・県はもとより、企業や地方自治体でも温室効果ガスの削減目標値を定めて取り組んでいるところもあります。当町におきましても、社会を構成する一員として脱炭素計画へ積極的に取り組まなければならないとの認識を持っているところであります。

まずは、町内全体で現状の把握に努めるところから始めまして、町の事務及び事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量、すなわち二酸化炭素の排出量を何年間の計画、何か年の計画期間で何%削減するか、削減目標値を明確に定めなければならないと考えております。その実現に向けて、節電、燃料の使用抑制などを実施し、着実に温室効果ガスの排出量を削減していく環境の整備に努めていきたいと考えております。

以上、坂悟議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 町長より御丁寧な御回答をいただきました。ありがとうございます。

一般質問通告後も各所の御協力を得ていろいろ調べた結果、確かに先ほど町長がおっしゃられました公共箇所、6か所で136キロワットの太陽光発電、小規模発電では、安八町には33か所あって約1.6メガというのが分かりまして、推定総発電量として8.8メガワットになって約2,200件分ぐらい、非常に安八町の再生可能エネルギー、太陽光発電は、現在、農地転用が非常に難しい状況からして非常にすばらしいと思いました。

令和3年5月の農林水産省食料産業局資料の中の営農型太陽光発電についてで紹介されている内容で、荒廃用地の解消と地域農業の継続を目指す有力な方法であると書かれております。周辺の農地の平均水準に比べ8割以上という営農型太陽光の制約が撤廃されまして、単収要件が荒廃用地について撤廃され、設置ハードルは非常に低くなっております。

今後は、先ほど町長が申されました公共施設などへの設置並びに営農型太

陽光発電の推進を期待しております。

もう一つ、EVスタンドは安八町に1か所あると、実際、ありますが、残念ながら8時間タイプの急速充電タイプではありませんでした。また、町内企業にはEVスタンドを設置したいとする案を持っているところもあると聞いております。

ぜひとも安八町にEV、PHV車用の急速充電可能なEVスタンド、羽島市には羽島市役所の中にありますけど、そういうものを強くお願いして私の質問を終わりたいと思います。

特に御回答は要りません。以上です。

議長 続けます。3番 傍嶋邦博君。

3番 議長からお許しをいただきましたので、私からは、安八スマートインターチェンジ周辺の土地利用見直しの進捗状況に関連する質問をさせていただきます。

安八スマートインターチェンジが開通したことにより、交通利便性が向上した周辺地域約38ヘクタールの土地利用を見直し、工業用地を確保することで、新たな就業の場、町の活性化の一端を担う工業拠点を形成するための工業団地造成事業に日々御尽力賜りまして、誠にありがとうございます。

平成30年12月に地権者等に行われた地区説明会では、当初この計画は令和元年度4月から測量、設計を行い、令和2年度に用地取得、土地交換等が終了し、そして令和2年度後半から造成工事に入るという計画になっておりました。

また、令和2年度第4回12月の定例会において、コロナ禍における企業誘致の施策についてという私からの一般質問に対し、町長は、現在、当町ではまちづくりの根幹となる基盤等の整備が最優先であると考えておりますとお答えいただきました。

あれから既に半年が経過いたしました。そこで、私からの質問は3点ございます。

1点目は、今現在の進捗状況について詳しく教えてください。

2点目は、最優先で進められているはずのこの基盤等の整備が、当初の計画より大幅に遅れた要因は何でしょうか。思い当たる要因を全てお答えください。

3点目は、計画が遅れているのであれば、当然、新たに計画を立て直していると思いますが、用地取得、土地交換等はいつまでに契約をし、いつ完了をする予定で、造成工事はいつ開始の予定でしょうか。お答えをお願いいたします。

議長 建設調整監 岡田立君。

建設調整監 それでは、傍嶋邦博議員の御質問、安八スマートインターチェンジ周辺の土地利用見直しの進捗状況についてお答えさせていただきます。

安八スマートインターチェンジは、平成30年3月24日に供用開始となり、現在では1日当たり約5,000から7,000台の車両に御利用いただいているところでございます。

このスマートインターチェンジの供用開始とほぼ同じような時期に、この周辺土地の都市計画の見直しや、将来的に工業団地に整備していきたいとお話を地元へ下ろさせていただきました。議員御指摘のとおり、その時点にお示ししていた計画からは遅れていることは事実でございます。

その後は、計画等に時点修正を加えながら、逐次、地元説明会を開催し、地区計画、市街化編入、測量への御意向をお伺いしながら事務手続を進め、令和2年12月に市街化区域に編入され、現在を迎えております。

そこで、議員からの1点目の御質問、今現在の進捗状況について詳しく教えてくださいとございますが、今年7月に測量設計業務を発注できるよう準備を進めているところでございます。コロナ禍ではありますが、受注者が決まり次第、感染対策への工夫を凝らしながら地元説明会を開催し、測量や設計業務に御協力いただく点などをお願いしていきたいというふうに考えております。

2点目の御質問、最優先で進められているはずのこの基盤等の整備が当初の計画より大幅に遅れた要因はとございますが、遅れの大きな要因の一つとして、市街化編入について大垣都市計画区域全体での調整が必要とされ、他市町との協議、調整、国・県との協議に大きな時間を要してしまったということにあると考えます。

また、もう一つの要因は、計画用地が38ヘクタールという大きな面積で、かつ150人を超える地権者がお見えになります。まだ全員の方の御同意がいただけていないため、不整形地となる工業団地計画は極力避けたいとして、

事業同意のお願い等に時間を要しているということでございます。

3点目の御質問、計画が遅れているのであれば、当然、新たに計画を立て直していると思いますがとございますが、現在、事務局の計画では、令和3年度から測量設計業務を行い、令和4年度から用地取得に入り、取得後、引き続き造成工事に入っていきたいと考えております。

しかし、38ヘクタールの土地を一度に取得、造成工事となりますと財政的にもリスクが増しますので、例えば3期事業に分け、造成工事が終わったところから速やかに企業分譲するなど、資金繰りをしながら進めていく計画としております。

コロナ禍の影響により、ここしばらくの間、地元説明会を開催できておらず、計画変更等については文書により適宜お知らせしているところでございます。今年度からは現場着手もしてまいりますので、いろいろな分野において越えなければならない高いハードルも出てくると考えておりますが、感染対策への工夫を凝らしながら、必要に応じ地元説明会を開催し、地権者や地元関係者との連携を密にして、令和8年度中の事業完了を努力目標として取り組んでまいりたいと思っております。

以上、傍嶋邦博議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋邦博君。

3番 ありがとうございます。

今のお話を聞かせていただきまして、いろいろ思うところがあるんですが、まず御存じだと思いますが、今現在、輪之内町で楡俣北部地区の土地改良事業として、未来工業のすぐ西側ですか、そちらの工業用地の創設が進められております。現状といたしましては、既に第1期造成工事が始まっており、来年3月には造成工事完了予定となっております。

輪之内町のホームページを拝見させていただいたところ、楡俣北部工場用地概要として、希望業種、用地面積、造成工事完成予定年月、地質や地盤、地耐力等々、とても丁寧に示されており、関係者でもない私でも容易に多くの情報を得ることができました。

その一方で、安八町は関係者である地権者ですら詳細を知らされておらず、先ほど説明会を開いていただくとおっしゃって見えましたが、今現在では自

分の土地をいつ買い取ってもらえるのかさえ知らされておらないのが現状であります。

また、ある地権者の方は、令和2年度に用地取得は終了するという町の計画を信じて去年の田植後に田植機を売ってしまって、今年度の作付を営農にお願いした方が見えるということも聞いております。実際、この行政の進め方に不信感を抱いてみえる方もお見えになりました。

隣り合った町でなぜこれほどまでの差が生まれるのでしょうか。正直、私は安八町の議員としてこの状況が残念でなりません。

確かに、安八町の計画は輪之内町よりも大変大きく、進めづらいのも分かっております。また、コロナ禍なのも重々承知しております。しかし、新型コロナウイルスは安八町だけで蔓延しているわけじゃありません。密になる説明会ができないのであれば、文書でも電話でも連絡や報告くらいは幾らでもできるはずです。事業を進めるに当たって、また行政と町民において一番重要なのは信頼関係ではないでしょうか。

1点だけお聞きいたします。

この事業、また企業誘致全体においてスピード感がなさ過ぎることは半年前にもう示させていただきましたが、せめて計画がずれたときの迅速なる対応と、その変更内容を関係者の方には早く、詳しく情報を伝え、信頼関係を保っていただくことを約束していただけないでしょうか。お答えをお願いいたします。

議 長 建設調整監 岡田立君。

建設調整監 傍嶋議員さんからの御指摘につきましては、できる限り真摯に対応してまいりたいというふうにお約束をさせていただきますので、今後も御理解と御協力のほどよろしくお願いたします。

〔3番議員挙手〕

議 長 傍嶋邦博君。

3 番 ありがとうございます。

2020年12月に策定された安八町都市計画マスタープランの第5章、タイトルが「計画実現に向けて」の中に、まちづくりを計画的に行っていくためには、住民の理解と協力が欠かせません。住民と行政との連携・協働体制の強化を図りますと記載されております。

また、第5章の2、タイトルが「各種事業の進捗管理、計画の見直し」の中にPDCAサイクルのことが示してありましたが、その中のD o（実行）の箇所に進捗管理、住民との情報共有と記載されております。

実際、今回のこの件だけではなく、今現在、安八町が抱えている問題の多くは、住民の方とのコミュニケーション不足から発生しているものであると私は考えております。厳しいことを申し上げますが、町長、副長、各課長を筆頭に各職員におかれましては、いま一度、自分の仕事の仕方を見直していただきまして、全体の奉仕者である自覚と使命感をしっかりと持って行動をしていただきたいと思います。

今後はこのような苦情や問題が起きぬよう、住民の方と報告、連絡、相談の報・連・相、またコミュニケーションを多く取っていただき、信頼関係をしっかりと築いていただくことをお願いいたしまして、私からの一般質問は終了いたします。

答弁は要りません。以上です。

議長 続けます。7番 碓井昭夫君。

7番 議長さんから発言のお機会をいただきましたので、私のほうから次の3点について御質問をさせていただきます。

私のほうの質問は、第五次総合計画の進捗状況と検証について質問をさせていただきます。

平成27年、町は、若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりを将来像に掲げて、第五次総合計画を平成27年度8年計画で策定をされました。計画どおり進んでいるもの、また遅れているもの等、いろいろあろうかと思いますが、計画の上半期、上半期よりちょっと過ぎましたけれども、上半期を終え、現在までの検証と今後の進め方について質問をさせていただきます。

1点目でございますけれども、人口減少対策でございます。

策定では、令和4年度の目標を1万5,200人と設定されていますが、現在、令和3年5月1日現在でございますけれども、町の人口は1万4,706人と計画より約500人ほどマイナスでございます。

どこの地域も人口減少問題、少子化問題についていろいろ悩みを抱えておるのは、安八町も同じでございますけれども、他の地域に先んじて対策を打たなければ地域間競争を勝ち抜くことは到底難しいと思います。お隣の瑞穂

市は、たしか人口が増えていると思いますけれども、そういうことで人口が増えている地域もございますけれども、安八町は残念ながら計画よりも逆に500人マイナスでございます。

安八町のアンケート調査によれば、安八町が住みやすい、まあまあ住みやすいと答えた人は、全体の60%を数えております。それでも、人口は毎年マイナスでございます。現在の取組でよいのでしょうか。今後どのように取り組まれていこうとしているのか、担当課長の具体的な活動内容をお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、産業発展と企業誘致について御質問をさせていただきます。

五次総の中身を見ますと、スマートインターチェンジ、S I Cの文字が至るところに拝見します。町の発展に住民も大きな期待を寄せています。スマートインターチェンジは期待どおりに開通し、現在では予想以上の利用になっております。ただし、私たちはスマートインターチェンジの開通が目的ではございません。それは御存じのとおりだと思います。

今後の産業発展に大きな期待を寄せておりますが、企業誘致に対して鮮明な進捗が見えません。私は、待ちの体制から攻めの体制にしなければならないと考えますが、執行部の今後の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目でございますけれども、児童、学童の育成強化について御質問をさせていただきます。

将来を担う若者たちを育てるためには、学力の向上はもちろんのこと、同時に自由で伸び伸びとできる環境づくりも大切かと思っております。憩いの場、遊びの場が必要ではないでしょうか。

児童、学童たちの明るい歓声の聞こえる公園（遊園地）の確保も大切な施設と考えます。最近、子供たちの元気な遊び声を聞いたことがございません。ぜひ公園（遊園地）の充実強化をお願いいたしたく、執行部の御意見をお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点について五次総の中から質問させていただきます。よろしくお願いたします。

議長 それでは、3つの質問でございます。3人の担当課から答弁をさせていただきます。

最初に、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 碓井議員の御質問、第五次総合計画の進捗状況と検証をの1点目についてお答えさせていただきます。

1点目の人口減少対策につきましては、議員が御指摘のように、第五次総合計画の目標年度、令和4年度には目標人口1万5,200人と設定しております。しかし、現実には議員の御指摘のとおりでございます。予想以上に進む人口減少に対し、強い危機感を持っております。

第五次総合計画は、魅力あるまちづくり、町の活性化、住みよいまちづくりを進めるための指針で、スマートインターチェンジを最大限に有効活用していくとともに、子育てや教育、生活環境の整備など、各分野での施策を盛り込んでおります。

これまで、こども園への移行、園舎・校舎の空調設備の整備、高校生までの医療費助成の拡大、最寄り駅への公共交通機関の拡充、主要道路及び上下水道の整備などに努めてまいりました。これらの点では順調に進んでいると思っておりますが、一番の懸案としておりますのが企業誘致などによる産業の振興、雇用機会の拡充であります。予想外の新型コロナの影響もあり、スピードも遅れぎみとなったこともありますが、町の最大の施策であることには変わりございません。今後も職員が結束を固め、実現に向け尽力してまいります。

第五次総合計画の計画期間も残すところ1年弱となっております。来年度には次期（仮称）第六次総合計画の策定を進めなければなりません。五次総合計画にわたり、事業の進捗状況や目標達成度などを的確にローリング調査、検証を行い、引き続き五次総の集大成に向け、まちづくりの目標や目標人口に少しでも近づけるよう各施策を推進してまいります。

議員が言われるとおり、地域間競争にも勝ち抜けるよう、また財政健全化も念頭にどのような状況にも柔軟に対応できるよう行財政基盤の強靱化に向け、全職員が英知を結集させ、まちづくりに邁進してまいります。

以上、1点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 建設調整監 岡田立君。

建設調整監 それでは、私のほうからは、2点目の御質問、産業発展と企業誘致についてお答えさせていただきます。

安八スマートインターチェンジは議員御承知のとおり、予想以上の御利用をいただき、大変ポテンシャルの高いスマートインターチェンジだということを証明していると思います。しかし、私どもはスマートインターチェンジが我が町発展の一つのキーと捉えており、開通が最終目標ではございません。スマートインターチェンジ周辺の土地に多くの企業誘致をできてこそ成果だと考えております。

中地区の工業団地整備につきましては、先ほど述べましたように今年度から測量を着手し、令和8年度には全体の造成工事の完了を目指していきたいというふうに考えております。現地の風景が変わらないため、鮮明な進捗はまだ見えてきておりませんが、引き続き県の企業誘致課や金融機関等の関連機関とも連携を取りながら企業誘致を進めていきたいと考えております。

また、町内には大規模事業者が撤退された広大な用地がありますが、撤退後は町が願うような有効活用がなされていないように感じており、こういった土地につきましても土地所有事業者と話し合いを重ね、優良企業の誘致に尽力していく所存でございます。

前後いたしますが、今年度は中区の工業団地開発等を見据え、勤労青少年ホームを活用したテレワークオフィスの整備もしてまいる予定です。あわせて、企業にとって魅力ある町となるよう、必要なハード面の整備も検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、コロナ禍明けの企業の設備投資に期待をしつつ、他市町との企業誘致競争に負けないよう積極的な企業誘致活動に取り組んでまいりますので、議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。

以上、碓井議員の2点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 生涯学習課長 今村厚士君。

生涯学習課長 私からは、碓井議員の3点目の御質問、児童・学童の育成強化についてお答えします。

碓井議員が言われるように、公園は子供たちが成長する上で大切な施設でありますし、全ての方にとりましても憩いの場、コミュニティー活動の場などとして果たす役割が大きいと思っております。

第五次総合計画におきましても、子供たちの心身ともに健康で健全な成長を大きな目標に位置づけておりますし、また公園につきましても、公園の役

割の重要性を鑑み、公園の整備、維持管理を施策の一つに掲げております。

議員が御質問の中で公園の充実について触れられておりますが、町の管理する公園につきましては、現時点では既存の公園の環境整備を重点に進めてまいりたいと考えております。遊具等の修繕を最優先にし、除草、清掃などの管理はボランティアの方の御協力をいただいておりますが、安心して御利用できる公園を目指し、適正な維持管理に努めてまいります。

あわせて、小・中学校やこども園では、土・日などにはグラウンド、園庭を開放しておりますので、ぜひとも御利用いただければと思います。

また、地区で管理していただいている公園もございます。維持管理には地区の皆様にお世話いただいておりますが、遊具の修繕などに対する補助制度もございますので、御活用いただければと思います。

議員が言われるとおり、子供の歓声も耳にする機会が少なくなった感じを受けております。少子化が進む中ではありますが、子供たちの歓声や元気に遊ぶ姿が町の活性化の原動力であると思っております。今後とも子供たちに安心して利用される公園の整備に努めてまいります。どうか皆様方にも御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、碓井議員の3点目の質問に対する回答とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長 碓井昭夫君。

7番 ありがとうございます。

それでは、少しお話をさせていただきますけれども、人口減少問題というのは、本当にこれは各地域とも頭を抱えておると思います。

安八町も先ほど言いましたように、アンケートを取れば、住みよい、まあ住みよいというのが60%という中でも、まだそういうマイナスだということになると、やっぱり我々はぬるま湯生活の中で生活しているんじゃないか、もうちょっとやっぱり見直しをして厳しい目でこの対策をしていかなんといかんのじゃないかなと捉えて、そう切に考えております。

ひとつまた前向きに御検討いただいて、安八町の死活問題でございますから、人口の確保に全力を挙げていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の企業誘致でございますけど、御回答のようにやっぱりスマートインターチェンジが我々の最終目標ではございません。ぜひともや

っぱり企業誘致にお力を入れていただいて、うろうろしていると他の地域に負けてしまうので、ひとつ率先して待ちの体制から攻めの体制にシフトチェンジをしていただいて頑張っていたいただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それから、遊園地の問題でございますけれども、第四次総合計画の中で、たしか子供の歓声の聞こえるまちづくりというキャッチフレーズがあったように私は思っております。当然、五次総の中でもそういう形で引継ぎがしていると思っておりましたけれども、先ほども言いましたように、全く子供さんの明るい朗らかな歓声が聞こえる公園がございません。非常に私は寂しく思っております。

私どもの年代と比べて今の年代は大分変わっておりますから、一概に我々の年代はいいとは言いませんけれども、やっぱり子供さんの声を聞くと我々も明るくなりますし、非常に町の活性化に対しては子供さんのこういう大きな声、明るい声というのは活性化になるというふうに考えております。

ぜひともそういう環境づくりを今後も進めていっていただきたいというふうに要望して、私の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長 以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時30分から再開をいたします。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時29分 再開)

議長 再開いたします。

議長 日程第3、委員会報告を行います。

議事に入る前に、付託事件を審査していただきましたので報告を求めます。

議会改革特別委員長 大平文雄君。

5 番 それでは、議会改革特別委員会報告を行います。

6月17日に議長 岩田讓治様ということで提出させていただいております。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記といたしまして、日時、令和3年6月8日火曜日、午前11時から。

出席者、委員全員並びに議会事務局長。

事件及び審査の結果。

議会だよりについて協議を行い、現在のレイアウトで10年が経過したため、表紙写真のテーマの見直しや、誌面のレイアウト変更等、リニューアルに向けて議員の意見を取り入れながら、議会だより編集委員会で進めていくことに決定いたしました。

その他、一問一答方式、議会質問の回数等について意見が出され、今後、引き続き協議していくことになりました。

少数意見留保の有無はございません。

その他、特別ございません。以上でございます。

議長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 安八町議会議長 岩田譲治様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和3年6月10日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

付託事件及び審査の結果。

議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を審査いたしました結果、当委員会の関係分を全て全員一致で原案どおり承認しました。

議第22号 町道路線の認定についてについては、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保についてはありませんでした。

その他、委員会現地視察は、新型コロナウイルス感染症予防のため中止にしました。

以上、報告を終わります。

議長 民生文教常任委員長 山中美恵子さん。

9 番 民生文教常任委員会の委員会報告をいたします。

安八町議会議長 岩田譲治様。

民生文教常任委員長 山中美恵子です。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

行いました日時は、令和3年6月11日金曜日、1時30分からでございます。

出席者は、委員全員と関係執行部は新型コロナワクチン接種対応のため、宇野福祉課主幹と馬淵福祉課長補佐、小粥保健センター課長補佐が欠席をいたしました。そのほかの人は全員出席でございます。

付託事件及び審査の結果は次のとおりでございます。

議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認をいたしました。

議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を審査いたしました結果、当委員会の関係分を全て全員一致で原案どおり承認をいたしました。

少数意見の留保はございませんでした。

その他といたしまして、委員会のいつも行っております現場視察は新型コロナウイルス感染予防のため中止といたしました。

以上、民生文教常任委員会の報告とさせていただきます。

議長 以上で委員会報告を終わります。

議長 日程第4、議第18号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第18号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第5、議第19号 安八町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第19号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第6、議第21号 令和3年度安八郡安八町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔3番議員挙手〕

議 長 どうぞ。

3 番 失礼します。

今回の補正予算の件で勤労青少年ホームのテレワーク化についてですけど、総務産建のほうでもちょっとお話しあったんですけど、2点だけちょっと確認させていただきたい、質問したいことがあります。

まず1点目は、2階全体が貸オフィスになるということで、もともとこちらの勤労青少年ホームさんのほうは雨漏りがひどいというお話を聞いております。今回、テレワーク化ということで電子機器のほうを持ち込まれることがあると思うんですけど、今回の修繕というか工事の際に、根本的な雨漏りの工事はどういったような雨漏りを防ぐ工事をされるのかということと、あと総務産建の中でもお話しありましたが、災害が起きたとき、上が全部貸オフィスになっていた場合、全部入った後です。災害が起きたときに、2階のみで避難できる安八町の住民の方の人数が何人収容できるのか、想定してみえるのかということの2点を教えてください。お願いします。

議 長 総務課長 山田靖君。

総務課長 傍嶋邦博議員からの御質問2点でございます。

まず、勤労青少年ホームのテレワーク化の改修に係ります建物の改修の関係でございます。当然、雨漏り対策、またそういったところについても先般の建物等の劣化診断の中で所要の報告を受けておるところでございますので、その辺のところは十分配慮しながら今後進めてまいりたいと思います。

あと、2点目の関係でございます。

災害が起きた場合の指定避難所であるというところでの避難者の関係でございますが、そちらのほうの関係につきましても、委員会の折に少し説明をさせていただいたと思いますけれども、入られる企業さんとの中での関係でございますので、その辺のところの所要の取決め等々、協定といいますか、そういった取決めを設けながら今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋君。

3番 ありがとうございます。

もともと屋上のほうに水がたまりやすいという話ですので、そういったのがちゃんと改善できるような工事を進めていっていただきたいということと、あと総務産建の中でもお話しありましたが、先ほど私が質問したのは何人入れるかというところだったわけなんですけど、もちろん協定等を結んで避難所としてできるようにしていくというのは当然のことであり、その中でちゃんと計画の中に、何人ここには来られますよ、この地区の方はここに逃げられますよというような細かい詳細をある程度計画の中に盛り込んでいただいて話を進めていっていただかないと、水害等、本当に災害が起きたときに実際使えないなんていうことがあっては絶対駄目なことだと思いますので、その点だけは重々考えて進めていっていただきたいと思います。以上です。

議長 答弁はよろしいですか。

3番 よろしいです。

議長 それでは、ほかに質問はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第21号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第7、議第22号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切り、討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第22号は原案どおり可決いたしました。

議 長 日程第8、報第2号 令和2年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 報第2号につきまして、朗読並びに御説明させていただきます。

報第2号 令和2年度安八郡安八町土地開発公社決算報告について。

令和2年度安八郡安八町土地開発公社決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり報告するものとする。

令和3年6月18日提出、安八郡安八町長。

お手元の安八町土地開発公社決算報告書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

総括事項でございますが、安八町第五次総合計画の基本理念を踏まえ、公社経営の健全化並びに企業誘致の推進に努めてまいりました。

続きまして、理事会での議決事項でございます。5議案を御審議いただき、全て議決、承認をいただいております。

1枚はねていただきまして、2ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、理事及び監事の就任の状況でございます。

3ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。単位は円でございます。

1の事業収益2,347万3,450円。

2の事業原価3,673万8,800円でございます。よって、事業総損失は1,326万5,350円でございます。内容につきましては、森部地内の土地の企業進出に伴い、公有用地を特定土地化し、土地売却したものでございます。また、附帯等事業につきましては、公社所有地の賃料でございます。

3の販売費及び一般管理費でございますが、鑑定評価業務等で49万4,458円、よって、事業損失は1,375万9,808円でございます。

4の事業外収益、受取利息は預金利息であり、また雑収益は町からの公社運営補助金等でございます。事業外収益の合計は535万9,692円となっております。

5の事業外費用、支払利息は145万6,258円、特定土地と完成土地等に係ります借入金の利息でございます。差引きしまして、経常損失985万6,374円となっております。

6の特別損失、特定土地化による評価損4,004万7,455円。森部地内の土地の土地売却における評価損額でございます。

当期純損失は4,990万3,829円となり、前期繰越欠損金3億9,910万3,795円、合わせまして、欠損金合計4億4,900万7,624円となっております。

4ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。こちらも単位は円でございます。

資産の関係でございます。

1の流動資産と2の固定資産、定期預金及び3.長期未収金でございますが、合わせまして資産合計6億5,399万2,376円でございます。

続きまして、負債の関係でございます。

2の固定負債、長期借入金でございます。負債合計は10億9,800万円となっております。

続きまして、資本の関係でございますが、1の資本金としまして500万円、2は欠損金でございますが、4億4,900万7,624円でございます。合わせまして資本合計はマイナスの4億4,400万7,624円となっております。よって、負債資本合計は6億5,399万2,376円でございます。

5ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きを表すものでございます。

1の事業活動によるものでは、土地の移動等に伴う土地の売買、支払利息などで、合わせまして2,869万7,346円。3の財務活動につきましては、長期借入金の関係で、マイナスの2,900万円となっております。

期首の残高に合わせまして、最下段の6でございますが、期末の現金残高は1,320万7,801円となっております。

6ページの財産目録は、先ほどの4ページ、貸借対照表と内容は同じでございますので、省略させていただきます。

7ページをお願いいたします。

欠損金処理計算書でございます。

前期繰越欠損金、当期純損失、合わせまして4億4,900万7,624円、こちらを全額次年度に繰り越すものでございます。

以下、8ページ以降になりますが、土地の移動明細、また次ページは期末繰越明細のほうを添付させていただいております。

以上、令和2年度安八町土地開発公社の決算報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 本件について質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議 長 質疑を打ち切ります。

報第2号 令和2年度安八郡安八町土地開発公社決算報告についてを終わります。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和3年第2回安八町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時間 午前11時51分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月18日

議 長 岩 田 讓 治

議 員 石 原 英 一

議 員 渡 邊 裕 光